

仙台市における就学支援の在り方について

(最終報告)

令和3年11月25日

仙台市の就学支援の在り方検討委員会

は　じ　め　に

仙台市の特別支援教育の理念である「大切なひとり 共に生きるみんな」この言葉からは、障害の有無に関わらず、すべての子供たちがそれぞれの目標に向かって共に歩んでいく姿が思い浮かびます。本委員会では、この言葉に託されている共生社会の実現が今後も更に推進されていくことを願い、協議を重ねてきました。

我が国における障害のある子供たちを取り巻く環境は、平成 19 年の特別支援教育本格実施及び「障害者の権利に関する条約」への署名以降、大きく進展してきました。

平成 24 年の文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会の報告書「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、障害のある子供の将来の自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な仕組みの整備の重要性が示されました。これを踏まえ、平成 25 年 9 月には障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われ、平成 30 年 4 月には学校教育法施行規則等の改正により高等学校における通級による指導が制度化されるなど、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導の提供を目指し、多様な仕組みが整備されてきています。

また、少子化の一方で、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など社会や環境の変化に伴い、特別な支援を必要とする児童生徒の数は、本市のみならず全国的に増加傾向にあります。

本委員会では、このような国の動向と本市における就学支援の現状を踏まえ、幅広い課題について検討を行い、今後の本市の就学支援の在り方を特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加への対応、早期からの一貫した支援の推進、関係機関との連携の充実、多様で柔軟な仕組みの整備、校内就学支援体制の充実の五つに整理し、とりまとめました。

本報告書が有効に活用され、就学支援がよりよい方向に向かうとともに、今後の本市の特別支援教育の充実に寄与することを期待いたします。

令和 3 年 1 月

仙台市の就学支援の在り方検討委員会

委員長 高屋 隆男

仙台市の就学支援の在り方について（最終報告）

目 次

I	仙台市の就学支援の現状と課題	1
1	国と仙台市における就学支援の動向	1
(1)	国における就学支援の動向	
(2)	仙台市における就学支援の動向	
2	仙台市の就学支援の現状	3
3	仙台市の就学支援の課題	7
II	仙台市の就学支援の在り方	10
1	特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加への対応	10
(1)	仙台市就学支援委員会における効率化・迅速化を図る工夫	
(2)	通級指導教室の就学支援等についての工夫	
(3)	新就学児教育相談会に係る工夫	
2	早期からの一貫した支援の推進	11
3	関係機関との連携の充実	12
4	多様で柔軟な仕組みの整備	13
5	校内就学支援体制の充実	13
	資料編	15

I 仙台市の就学支援の現状と課題

1 国と仙台市における就学支援の動向

(1) 国における就学支援の動向

平成 19 年 4 月、特別支援教育が本格的に実施（「特殊教育」から「特別支援教育」へ）された。

平成 19 年 9 月、「障害者の権利に関する条約」に署名。同条約では、インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供などが提唱された。

平成 23 年 8 月、障害者基本法が改正され、十分な教育が受けられるようになるため可能な限り共に教育を受けられるように配慮することや、本人・保護者の意向を可能な限り尊重すること等の障害者権利条約に対応する規定が整備された。

平成 24 年 7 月、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の報告書「共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、以下の方針が明示された。

○、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

○ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

平成 25 年 6 月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、差別の禁止や合理的配慮の提供などが規定された（平成 28 年 4 月 1 日施行）。

平成 25 年 9 月、学校教育法施行令が改正され、従来、就学基準に該当する障害のある児童生徒は原則特別支援学校に就学するという仕組みを改め、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正などが行われた。

平成 26 年 1 月、我が国において「障害者の権利に関する条約」が批准された。

令和 3 年 1 月、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」がとりまとめられ、我が国の特別支援教育に関する方向性が改めて示された。

令和 3 年 6 月、文部科学省から就学手続き等に関する資料として示されていた「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）について、同有識者会議報告を踏まえ「障

害のある子供の教育支援の手引」として名称も含め改訂された。

(2) 仙台市における就学支援の動向

児童生徒の学びの場を決定するに当たっては、法令上、障害の状態、教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等、総合的な観点を踏まえることと、教育委員会が本人や保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人や保護者の意向を最大限尊重し、合意形成を図ることとされている。こうしたプロセスも含め、学びの場を決定していくことを、本市では「就学支援」と呼んでいる（平成27年3月の仙台市就学支援委員会条例改正前までは「就学指導」としていた）。

本市においては、従来からこのようなプロセスで丁寧に就学支援を行ってきており、学びの場の決定までの具体的な流れや手続きについては、近年大きな変更を行っていない。

一方で、就学支援が必要な児童生徒の増加や、学びの場の決定にかかわる法令である「学校教育法」や「学校教育法施行令」等の一部改正など、状況の変化があったことから、平成13年度から2か年にわたり「仙台市就学指導検討委員会」を設置し、有識者等により就学指導の在り方について検討が行われた。平成15年1月に「仙台市における今後の就学指導の在り方に関する報告書」において、以下の基本的な考え方についての提言がなされた。

- 学校教育法施行令等に示された就学基準に基づいて就学指導を行うこと
- 教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携により就学指導を行うこと
- 相談支援の充実を図ること
- 学習障害児や注意欠陥多動性障害児のための通級指導教室を設置した場合には、就学指導委員会に新たな部会を設けること

これらの提言を受け、教育委員会では、必要な体制整備等に取り組んできた。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本市では「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を制定した。（平成28年4月1日施行）

平成29年度から令和3年度までの5年間の「第2期仙台市教育振興基本計画」では、「特別支援教育の充実」を掲げ、インクルーシブ教育システムの構築と、障害のある子供への支援の充実を目指した事業を総合的に推進する内容となっている。

これらを踏まえ、平成28年度から2か年にわたり、「仙台市特別支援教育推進

「プラン検討委員会」を設置し、有識者等により本市の特別支援教育の推進についての検討が行われた。平成30年3月に「仙台市特別支援教育推進プラン2018」を策定し、平成30年度から本プランに基づいて本市の特別支援教育を推進している。

本プランでは、本市の特別支援教育が目指すものを「大切なひとり、共に生きるみんな」とし、障害のある児童生徒一人一人を大切にした教育の更なる充実と、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、施策を四つのテーマ「ふかめる」「つくる」「たかめる」「つなぐ」に整理しており、それぞれのテーマに基づく具体的な施策を展開している。

就学支援に関わる部分は、「テーマ2 つくる」に「(1)多様な学びの場の充実」の項目を設定しており、「通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、通級指導室など、多様な学びの場の選択を可能にするために、環境の充実や仕組みの整備を図る」とし、「②一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の選択への柔軟な対応」を掲げている。また、「(3)校内就学支援体制の充実」では、「障害のある児童生徒の相談機能の充実を図る」とし、「①校内委員会を中心とした校内体制の充実」「②就学支援についての手引書の作成・活用」「③新就学児の相談体制の充実」「④教育相談等に関する校内研修の充実」を掲げている。

現在、「インクルーシブ教育システム」の考え方を基本として特別支援教育の推進が図られている。また、市民の特別支援教育に対する理解も深まり、障害のある児童生徒の保護者が我が子の特性に応じた専門的な教育を受けることを積極的に希望するようになってきており、就学支援が必要な児童生徒数も増えている現状にある。

これらのことから、多様な学びの場の選択のための仕組みや、教育相談機能を充実させるための体制など、就学支援に関する具体的な事項について検討することが必要となっている。

2 仙台市の就学支援の現状

本市の就学支援の現状について、下記のように整理した。

(仙台市就学支援委員会について)

○ 本市では、小中学校等において小中学校等に籍を置く児童生徒(以下「在籍児」という)の学びの場の変更や検討をする際には、小中学校等の校内就学支援委員会で審議した結果と資料を基に、市就学支援委員会で審議を行っている。次年度小学校へ入学する子供(以下「新就学児」という)については、教育委員会が保護者と教育相談を行い、教育委員会が作成した資料を基に、市就学支援委員会で審議を行っている。いずれの場合も審議結果を参考にしながら保護者との教育相談を行い、合意形成を図り、最終的に教育委員会が学びの場を決定している。

- 市就学支援委員会では、障害のある者の就学に係る教育支援に関し審議を行っている。委員の構成は、学校医及び専門医、学識経験者、小中学校・特別支援学校の校長、特別支援教育の関係教職員、関係行政機関の職員、教育委員会の職員となっている。
- 市就学支援委員会は、有識者からなる委員 60 人、小中学校等の教員からなる専門員 55 人で構成され、八つの障害種（知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、LD・ADHD 等通級※1）部会に分かれて審議が行われている。さらに知的障害部会と自閉症・情緒障害部会は六つ、LD 等通級部会は二つに分かれて審議が行われている。

※1 学習障害や注意欠陥多動性障害等を対象とした通級による指導（以下「LD 等通級」という）

・・・資料 1

- 市就学支援委員会での審議件数は、令和 2 年度は 999 人（新就学児 377 件、在籍児 622 件）となっている。平成 23 年度に在籍児の審議要件を緩和したことによりいったん減少したが、その後、増加傾向にあり、平成 23 年度と令和 2 年度との比較で約 1.4 倍の増加となっている。

なお、この状況は全国的な傾向で、文部科学省の調査「小学校・特別支援学校就学予定者（新第 1 学年）として市区町村教育委員会等の調査・審議対象となった人数の推移」によると、令和元年度の審議対象人数は 62,442 人で前年度より 4,998 人増加しており、平成 24 年度から一貫して増加傾向にある。

・・・資料 2

- 市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした割合について、新就学児は毎年 70% 台後半で推移している。在籍児はその割合が年々増加しており、令和 2 年度は約 95% となっている。新就学児より在籍児の方が、審議結果に沿った就学をした割合が高くなっている。

・・・資料 3、4

- 市就学支援委員会での審議は、年間 6 回、それに加えて言語、LD 等通級部会は、4 回審議が行われている。令和元年度に市就学支援委員会の審議に関わった人数は、委員、専門員合わせて延べ 826 人である。審議や新就学児の相談時間の合計は、171 時間になり、多くの人数・時間を費やしている。

・・・資料 5

- 新就学児相談会については、例年、8 月上旬に 4 日間、保護者と新就学児を対象に相談会を実施している。55 人の専門員が相談員として対応している。直近の 3 年間は、参加件数が 300 件を超えている。

・・・資料 6

- 本市の「要医療的ケア通学児童生徒学習支援事業」の対象となるか否かについて審議し、対象であると判断された児童生徒に対して教育委員会が看護師を配置している。
- 本市の「特別支援教育介助員配置事業」の対象となるか否かについて審議し、対象であると判断された児童生徒に対して教育委員会が介助員を配置している。
- 教育委員会は毎年「就学支援の進め方」の手引を作成し、小中学校等の就学支援担当者に対し研修を行い、各校において適切な就学支援が行われるように指導・支援をしている。

(特別な学びの場について)

- 本市においては、小中学校における通常の学級、通級による指導（言語、難聴、LD 等）、特別支援学級（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害）、特別支援学校（知的障害）といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意している。
- 少子化傾向にある中、特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加している。令和 3 年度は、小学校で 1,155 人、中学校で 465 人、合計で 1,620 人となっており、過去最大数となっている。前述の「仙台市における今後の就学指導の在り方に関する報告書」が出された平成 14 年度との比較では、約 2 倍の増加となっている。

・・・資料 7

- 特別支援学級在籍者数を障害種別に見てみると、令和 3 年度、小学校で最も多いのは自閉症・情緒障害で 569 人。次いで知的障害で 511 人となっており、平成 19 年度との比較では、自閉症・情緒障害学級在籍者数は約 1.8 倍の増加。知的障害学級在籍者数は約 2.6 倍の増加となっている。
中学校では、最も多いのは自閉症・情緒障害で 222 人。次いで知的障害で 200 人となっており、平成 19 年度との比較では、自閉症・情緒障害学級在籍者数は約 2.1 倍の増加。知的障害学級在籍者数は約 1.4 倍の増加となっている。

・・・資料 8、9

- 通級による指導を受けている児童生徒数について、小学校では、LD 等通級指導教室への通級者数が平成 27 年度から急激な伸びを示しており、令和 3 年度までに約 5.5 倍増の 247 人となっている。言語通級指導教室への通級者数は、一定水準を保ちながら令和 3 年度には 170 人となっている。
中学校では、LD 等通級指導教室への通級者数が平成 29 年度から急激な伸びを示しており、令和 3 年度までに約 3.6 倍増の 105 人となっている。

・・・資料 10、11

- 通常の学級で配慮が必要な児童生徒数は、平成 19 年度から増加傾向にある。「発達障害等の診断があり、保護者から申し出があった数」と「申し出はないが、学校で配慮が必要と判断する数」の令和 3 年度の合計数は、4,402 人となっており、平成 19 年度との比較では、約 2.2 倍の増加となっている。この数は、LD 等通級や自閉症・情緒障害特別支援学級の対象となりうることから、その増加は特別支援学級在籍者数や通級指導教室への通級者数の増加とも関連している。

・・・資料 12

(関係機関との連携について)

- 幼稚園・保育所・認定こども園、児童発達支援センター等から、保護者の了解を得た上で、新就学児に関する資料の提供を受けている。教育委員会からは、就学支援に関する情報提供を行っている。
- 発達相談支援センターから、保護者の了解を得た上で、新就学児と在籍児に関する資料の提供を受けている（在籍児については学校を通じて）。教育委員会からは、就学支援に関する情報提供を行っている。
- 幼稚園・保育所・認定こども園、児童発達支援センター、発達相談支援センター等からの要請を受け、職員を対象とした研修会等で、教育委員会が就学支援についての説明等を行っている。
- 教育局、健康福祉局、子供未来局の関係部署による「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」（実務担当者会議を含み年 4 回開催）において、就学支援に関する情報交換を行っている。

(早期からの一貫した支援について)

- 幼稚園・保育所・認定こども園、児童発達支援センター等を通じて対象児の保護者へ新就学児相談会の案内を行い、新就学児相談会に参加した保護者へ就学支援のガイダンスを行っている。
- 幼稚園・保育所・認定こども園、児童発達支援センター等からの要請を受け、保護者を対象にした研修会や説明会で、教育委員会が就学支援についての説明等を行っている。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等から学校へ必要な情報を引き継ぐために、発達相談支援センターで相談を行った子供については、「サポートファイル」の作成と活用を発達相談支援センターと教育委員会が連携し推奨している。併せて、保護者の同意を得た上で、教育委員会が作成した「個別の教育支援計画作成のための基礎資料」を子供の就学先へ送付している。学校は「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成の際に、これらの資料を活用している。

(多様で柔軟な仕組みの整備)

- 小中学校や特別支援学校入学後も児童生徒の実態や教育的ニーズなどに応じて、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室といった学びの場を変更することが可能な仕組みを整えている。
- 小中学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習が実施されている。また、特別支援学校に在籍する児童生徒が、その居住地の小中学校の児童生徒と学習活動等を通して交流を行う居住地校交流も実施されている。
- 本市では、医療的ケアが必要な児童生徒が適切な教育課程の編成の基に学習ができるようにするための事業として「要医療的ケア通学児童生徒学習支援事業」を実施している。本事業は、市単独事業として平成9年度に市立小中学校への看護師配置を制度化し、人件費等を予算化してスタートしたものである。令和3年度は、小中学校、鶴谷特別支援学校合わせて30名の看護師を配置している。本事業の対象については、市就学支援委員会で審議を行い、医療的ケアが必要であると判断された児童生徒に対して看護師を配置している。
- 本市では、通常の学級に在籍する肢体不自由のある児童生徒の日常生活上の介助をするとともに、これらの児童生徒に対する学級担任等の指導・支援を補助するための事業として「特別支援教育介助員配置事業」を実施している。本事業は平成28年度にスタートしたもので、令和3年度は小中学校合わせて7名の介助員を配置している。本事業の対象については、市就学支援委員会で審議を行い、介助員が必要であると判断された児童生徒に対して配置している。

3 仙台市の就学支援の課題

前項の「1 国と仙台市における就学支援の動向」と「2 仙台市における就学支援の現状」を踏まえ、現在の仙台市の就学支援の課題について、以下のように整理した。

(1) 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について

- ① 特別支援学校、特別支援学級を検討する児童生徒が増加しており、市就学支援委員会において、これまでの審議方法等を継続することが困難になってきている。
- ② 発達障害があり、特別な教育的ニーズのある児童生徒の増加に伴い、通級指導教室を検討する児童生徒も増加している。また、通級指導教室担当教員の基礎定数化に伴い、これまでの就学支援の進め方を見直す必要が生じている。

<参考>

- ・「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、平成29年度から通級担当教員の定数が基礎定数化され、5月1日現在の通級児童生徒数13人当たり1人の通級担当教員を文科省が配当。基礎定数化は平成29年度から10年かけて移行し、その間は基礎定数と加配定数による配当となっている。

- ③ 新就学児教育相談会に参加する児童が増加しており、これまでの実施方法を継続することが困難になってきている。

(2) 早期からの一貫した支援について

障害のある児童生徒について、その障害を早期に把握し、将来の自立に向けて一貫した支援をすることが求められている。現状では、新就学児教育相談会に参加した保護者へ就学支援のガイダンスを行っているが、相談会の開催時期は対象児が就学する前年の8月である。これまで以上に円滑な就学先決定のプロセスをたどるために、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期から、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンスを行うことが必要である。

(3) 関係機関との連携について

本市では、教育部局の特別支援教育課と福祉部局の発達相談支援センターが密接に連携し、保護者の意向を確認したのちに、特別支援教育課は就学支援に係る資料の提供を発達相談支援センターから受けている。就学支援が必要な児童生徒が増加していることや障害の重度・重複化、多様化が進んでいる現状から、今後、対象児の適切な学びの場の検討・判断をするにあたって、教育委員会や学校が関係機関や幼稚園・保育所等とこれまで以上に連携することが重要になってきており、これを行うための仕組みを整理・充実させることが求められる。

(4) 多様で柔軟な仕組みの整備

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求とともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが求められている。現在、交流及び共同学習や居住地校交流等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ活動を行っている。また、基礎的環境整備や合理的配慮の提供のために、市就学支援委員会において、要医療的ケア対象児に対する看護師配置についての審議や、通常の学級で学ぶ肢体不自由のある児童生徒に対する介助員配置についての審議を行っている。今後も、市就学支援委員会が、教育委員会や学校が合理的配慮の提供を検討する際に助言等を行うことが求められる。

(5) 校内就学支援体制の充実

市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合は年々増加しており、令和 2 年度は約 95% となっている。これは、学校における就学支援体制が整備され、適切な就学支援が行われていることの表れであると考えられる。

これまでも教育委員会は、管理職や教員を対象とする研修会や説明会等を実施し、各校において適切な就学支援が行われるように指導・支援をしている。

学びの場の検討や変更をする場合、児童生徒の実態把握が十分に行われ校内就学支援委員会で審議がなされたり、保護者と学校の間で十分な合意形成が図られたりすることが重要であることから、今後も校内就学支援体制の更なる充実を図りながら、適切な就学支援を行っていくことが求められる。

II 仙台市の就学支援の在り方

1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加への対応

(1) 仙台市就学支援委員会における効率化・迅速化を図る工夫

特別支援教育を必要とする児童生徒の数は、少子化による児童生徒数の減少にかかわらず、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、全国的に増加傾向にある。

本市においても、障害のある児童生徒の学びの場を検討する市就学支援委員会における審議件数は、増加の一途をたどっており、今後も更に増加していくことが予想されることから、審議の在り方について見直しを図る必要がある。

一方で、障害が重度・重複化、多様化している現状から、審議に時間を要するケースも増えており、個別のケースに応じた審議が行える環境を今後も整備していくことが求められる。

- 市就学支援委員会の審議方法や審議の際に使用する資料等を工夫し、効率化や迅速化を図る必要がある。例えば、審議の参考資料として事前に教育委員会が対象児の実態をチェックリストにより整理した資料を作成したり、対象児の実態に応じた学びの場について事務局案を作成したりすることなどが考えられる。また、審議をスムーズに進めるために進行表を作成し、一定の手順に沿って審議を行えるようにすることも考えられる。
- 限られた時間で、多様なケースの審議を可能とするために、個別のケースの状況に応じた審議方法等を検討する必要がある。例えば、対象児の状態や現在の学びの場に変化・変更がない場合は、審議を効率化するなどの工夫を行うことが考えられる。

(2) 通級指導教室の就学支援等についての工夫

発達障害があり、特別な教育的ニーズがある児童生徒数の増加に伴い、通級指導教室を検討する児童生徒数も増加している。このため、通級指導教室に係る就学支援等に関しても、審議に係る手続きを工夫しながら、通級による指導を必要としている児童生徒が適切に指導を受けられるよう進めていく必要がある。

- 市就学支援委員会の審議の際に使用する資料等を工夫し、効率化や迅速化を図る必要がある。例えば、対象児の実態に応じた学びの場について、事務局案を作成することなどが考えられる。
- 児童生徒や保護者の通級に係る負担軽減を図るなど、多様なニーズに応えら

れるような仕組みを検討していくことが望ましい。例えば、これまで実施している拠点校方式の他に、令和3年度からモデル校において実施している巡回方式による指導なども参考にしながら、通級指導教室を整備していくことが望まれる。

(3) 新就学児教育相談会に係る工夫

新就学児の相談においては、保護者が教育の場に関して正しく理解するための情報を提供することが重要である。また、対象となる子供の教育的ニーズを共有し、学びの場の決定に至るプロセスの中で、保護者の意向を可能な限り尊重しつつ合意形成を図りながら、教育相談の更なる充実を図っていくことが望ましい。

本市においては、就学に際して特別な学びの場を希望する又は検討している幼児が増加していることから、新就学児教育相談会に参加する幼児の数も増えており、個別のケースに応じた教育相談の在り方を検討していく必要がある。

- 教育委員会事務局と保護者が相互に必要な情報を共有し、その後の就学に向けた手続きや相談を円滑に進めていくように、相談会の持ち方（日時、会場、対象者、相談員、相談方法、相談時間等）を工夫していくことが望ましい。

2 早期からの一貫した支援の推進

障害のある子供について、障害を早期に把握し発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があるとともに、障害のある子供を支える家族に対する支援という側面からも大きな意義がある。

本市では、就学前年度に新就学児教育相談会に参加した保護者へ就学支援のガイダンスを行っているが、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期から、保護者への適切な情報提供を行う機会を設定することが望ましい。

- 障害のある子供にとって、義務教育の入口となる小学校等の入学時から、一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの場を検討していくことが重要となる。このため、就学前の早い時期から、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関する手続きの流れ等について、適切な情報提供を行い、就学先決定に際して円滑なプロセスをたどることができるようになることが求められている。例えば、5歳児保護者を対象とするガイダンスを開催することが考えられる。
- 就学前に在籍する保育所等の職員は、子供の育ちや発達について保護者と日常的に情報交換を行い、養育に係る相談・支援の役割を担っている。このことから、保育所等の職員に対しても、義務教育段階においては障害等の状態を踏まえた多様な学びの場が用意されていることや、学びの場を決定するまでの手続きの流れなどについて、正確な情報を提供する必要がある。例えば、保育所

等の職員に対する説明や関係資料の提供等が考えられる。

- 保護者への情報提供に当たっては、必要な情報に手軽にアクセスできる環境を整えるなど、様々なニーズに対応可能な方法を用意しておくことが望ましい。例えば、集合形式による説明会の設定や資料提供、インターネットの活用等が考えられる。

3 関係機関との連携の充実

障害のある子供に対して必要な支援を行うためには、教育部局と福祉部局とが早期から連携して、子供の発達支援や子育て支援を行うことで、支援の担い手を多層的にすることが重要である。この際、教育と福祉との効果的かつ効率的な連携体制を構築し、担当者同士の信頼関係を築くことが求められている。

本市では、これまでも教育部局の特別支援教育課と福祉部局の発達相談支援センターが、「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」等を定期的に開催することにより、密接に連携してきた。このことを土台とし、就学支援に係る相談や資料提供、また情報交換や研修等について、今後更なる改善・充実を図ることが期待される。

また、一貫した教育支援を効果的に行うために、教育支援の主体が変わる移行期における学校種を超えた引継ぎは、特に重要になる。これら移行期における情報提供や情報共有がより適切に行われることを目指し、更なる充実を図ることが望ましい。

- 発達相談支援センターと特別支援教育課においては、これまでも部局を超えた連携が図られてきた。今後も、定期的に開催されている「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」等の諸会議や、日常的に行う情報交換の充実を図りながら、顔の見える関係づくりを更に行っていくことが求められる。
- 乳幼児の母子保健を担当する子供未来局子供保健福祉課との連携においては、支援を必要とする本人・保護者に対する就学に向けての情報提供や、子供についての情報共有や引き継ぎの在り方を検討していくことが、今後期待される。例えば、令和3年度から5歳児とその保護者を対象として子供未来局が実施している「5歳児のびのび発達相談」との連携が考えられる。
- 保育所等との連携においては、これまでも教育委員会主催の会議（特別支援教育コーディネーター連絡協議会）に幼稚園・保育所・認定こども園等にも参加を呼びかけるなど、学校との連携を図ってきた。今後もこれらの取組を推進し、支援を必要とする子供についての情報提供や情報共有を図ることを通じて、一貫した教育支援を進めていくことが求められる。例えば、学校が主体となって開催している中学校区を中心とした会議（特別支援教育コーディネーター地

区別連絡協議会) 等を活用することが考えられる。

4 多様で柔軟な仕組みの整備

学校教育においては、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進していくことが求められている。そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要であり、子供一人一人の教育的ニーズについて、特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容を整理していく必要がある。

その際、基礎的環境整備や合理的配慮について、その提供の必要性や妥当性等について市就学支援委員会等の意見を参考にしながら、個別の教育的ニーズのある子供に対して必要な支援を総合的に判断する仕組みを充実させることが望ましい。

- 就学後も障害の状態等を踏まえ柔軟に学びの場を変更することが可能であることについて、保護者及び学校関係者に周知するための取組を推進していくことが求められる。
- 合理的配慮としての医療的ケア対象児への看護師配置や肢体不自由児への介助員配置等について、市就学支援委員会での審議に基づき適切な配置を行うなど、個々のニーズに応じた支援の提供を図ることが必要である。なお、令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、今後も、市就学支援委員会が、教育委員会や学校が合理的配慮の提供を検討する際に、助言等を行うことが求められる。
- 小中学校の校内における学びの場の柔軟な活用、特別支援学級と通常の学級との日常的な交流及び共同学習、特別支援学校と小中学校との計画的な居住地校交流の更なる充実を図ることが必要である。このような取組は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に関わり合う経験を通して互いに尊重し合うことの大切さを学ぶ機会となるなど、共生社会の実現のために大きな意義を持っている。このため、各学校においては、交流及び共同学習の取組を更に充実させていくことが望まれる。

5 校内就学支援体制の充実

令和2年度、市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合は約

95%となっており、新就学児の約80%と比較して高い割合となっている。このような状況から、各校における就学支援体制については、概ね整備されてきていると評価できるところではあるが、各校における就学支援体制や適切な就学支援については、今後も更なる充実を図っていくことが期待される。

校内での取組を推進する上で大切にしたい視点は、教育的ニーズは成長に伴い変化していくものであるということである。このことから、個別の教育支援計画の作成・活用による一人一人の障害の状態等に応じた適切な支援を行うとともに、必要な支援内容の定期的な見直しを行うを通じて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう取組を進めることが必要である。

また、連続性のある多様な学びの場を充実・整備させていくことや、学びの場は固定したものではなく、児童生徒の教育的ニーズを踏まえて常に変化しうるものであることについて、学校と保護者が共通の認識を持つ必要がある。

なお、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、特別な学びの場の検討を必要とする児童生徒も増加している現状から、学校における就学支援を進める上での業務量も増加している。このことを踏まえ、学校の負担軽減を図る方法についても、今後検討していくことが求められている。

- 個別の教育支援計画の作成・活用について、対象となる児童生徒の教育的ニーズを整理した上で、現在の教育的ニーズの変化を的確に把握し、学習状況や結果について評価・検証していくことが必要である。
- 学びの場の検討や変更をする場合、児童生徒の実態把握が十分に行われ校内就学支援委員会で審議がなされたり、保護者と学校の間で十分な合意形成が図られたりすることが重要である。このため、就学時のみならず、就学後も引き続き保護者ときめ細かな教育相談・就学相談を行うことや、連続性のある多様な学びの場を充実させる取組の必要性、柔軟に学びの場を変更することが可能であることについて、校内で共通理解を図ることが求められる。例えば、教育委員会が学校での取組を支援するために、校内委員会で活用する就学支援を円滑に行うための手引き等を作成し、各学校の管理職や就学支援担当者に対する説明や研修を行うことなどが考えられる。
- 特別な学びの場の検討を必要としている児童生徒が増加している現状から、小中学校における就学支援に係る業務の見直しを行い、就学支援事務等の効率化・迅速化を図ることにより小中学校の負担軽減を行うことができるよう、今後検討を進めていく必要がある。例えば、対象児の状態や現在の学びの場に変化・変更がない場合には、学校が作成する資料を簡略化することなどが考えられる。ただし、市就学支援委員会の審議で使用する教育相談票等については、適切な学びの場について審議をするための重要な資料であることから、学校には対象児の状態に応じた適切な資料の作成・提出が求められる。[1の(1)と関連]

資料1 仙台市就学支援委員会の構成

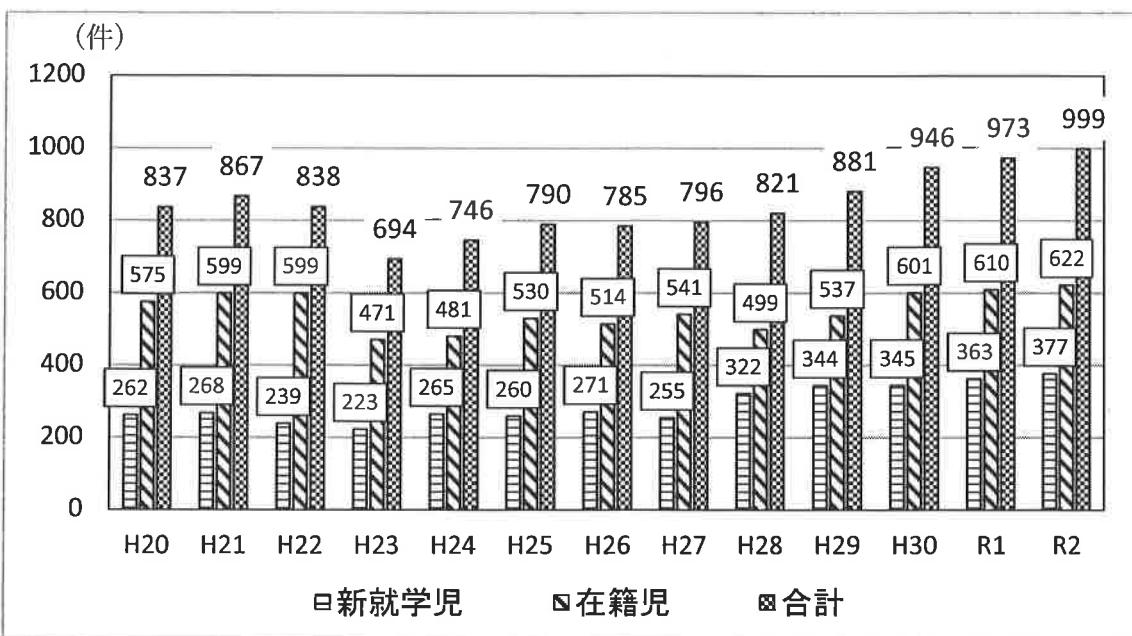
仙台市就学支援委員会

委員：60人、専門員：55人

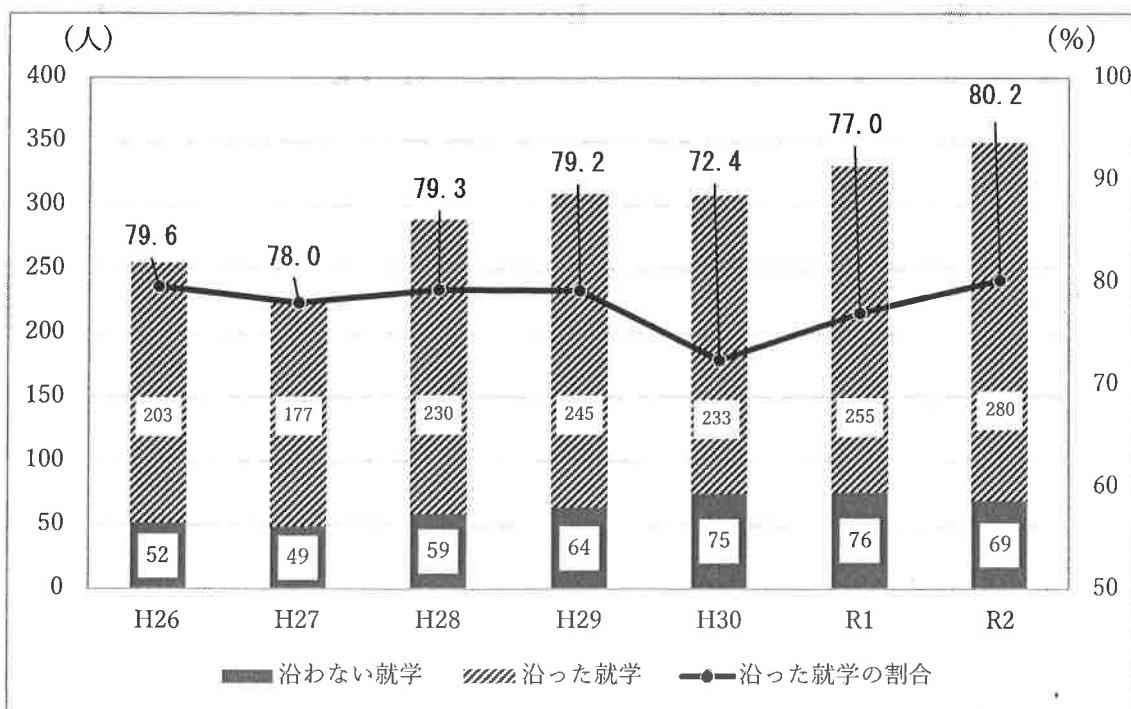
部会：知的障害(6)、自閉症・情緒障害(6)、肢体不自由(1)、病弱・身体虚弱(1)、

視覚障害(1)、聴覚障害(1)、言語障害(1)、LD等通級(2) ※()は部会数

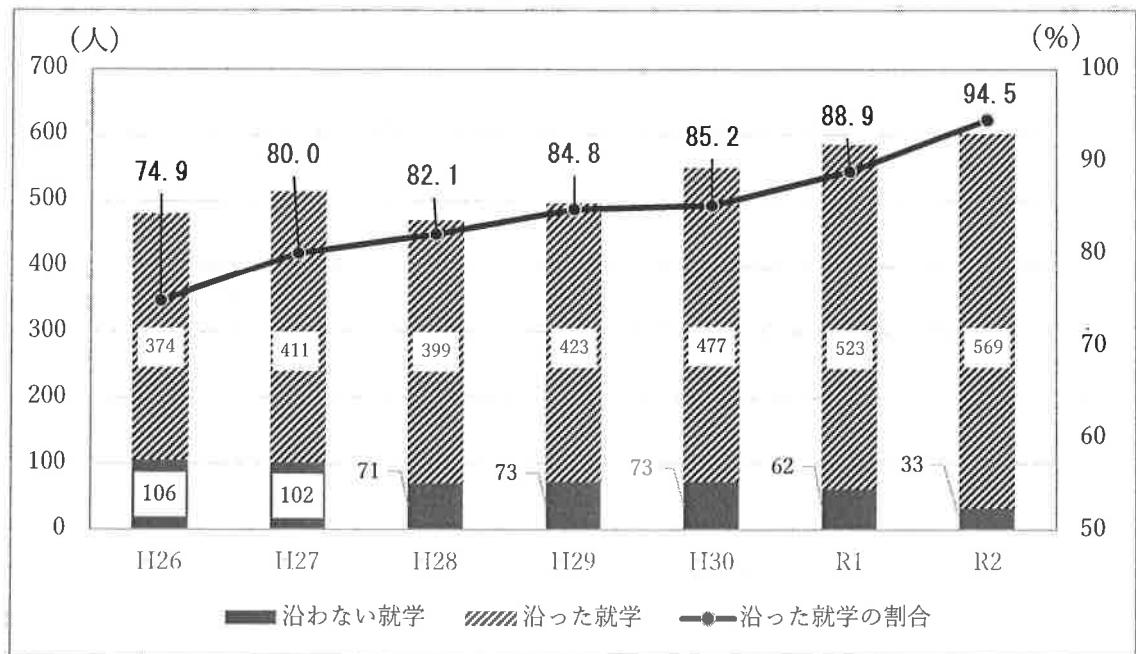
資料2 仙台市就学支援委員会での審議件数



資料3 仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした割合（新就学児）



資料4 仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした割合（在籍児）



資料5 仙台市就学支援委員会での審議に関わった人数・時間（令和元年度）

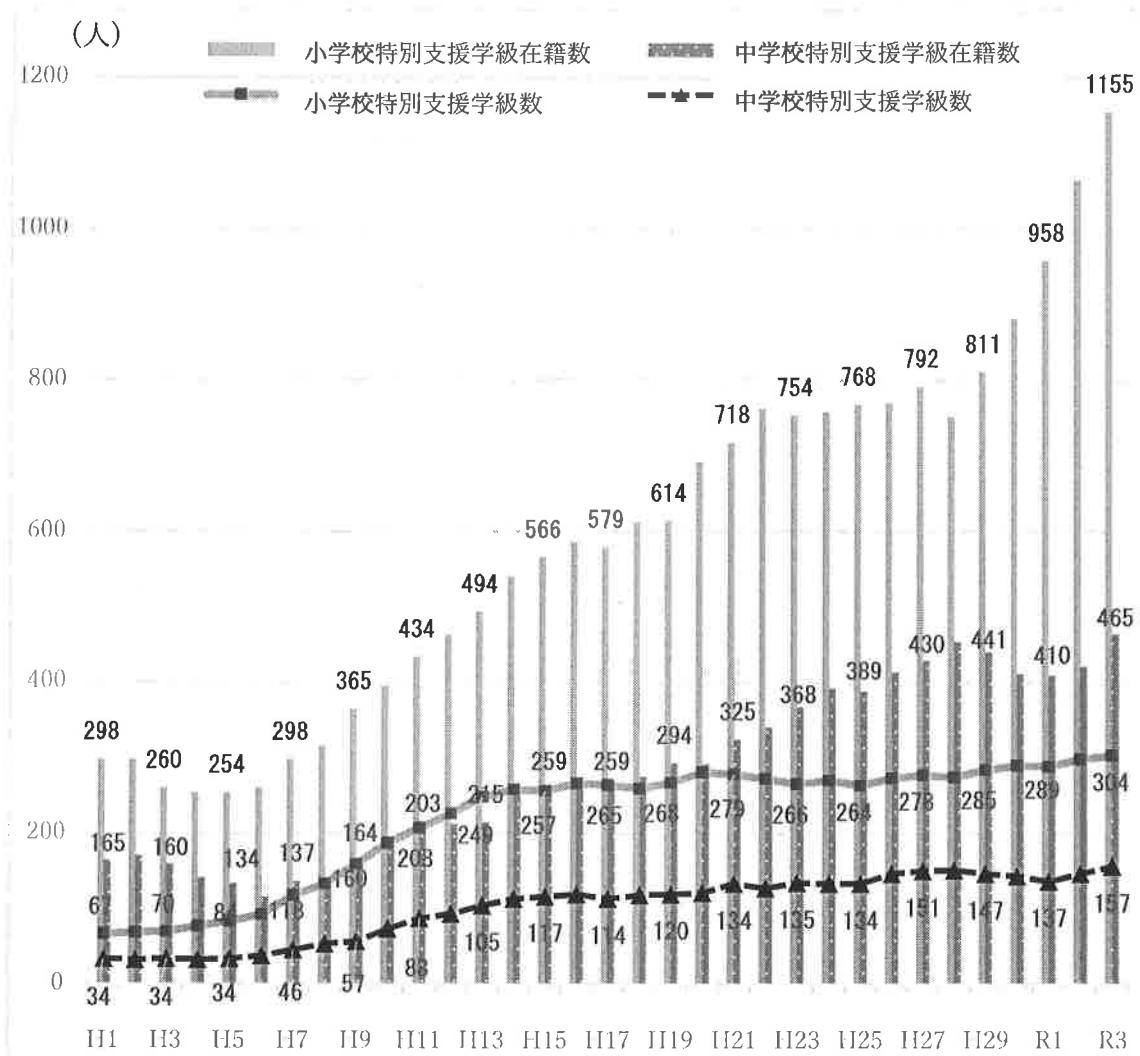
	委 員	専門員	合 計
就学支援に関わった延べ人数	252人	574人	826人
就学支援にかかった合計時間	64時間	107時間	171時間

資料6 新就学児相談会参加件数

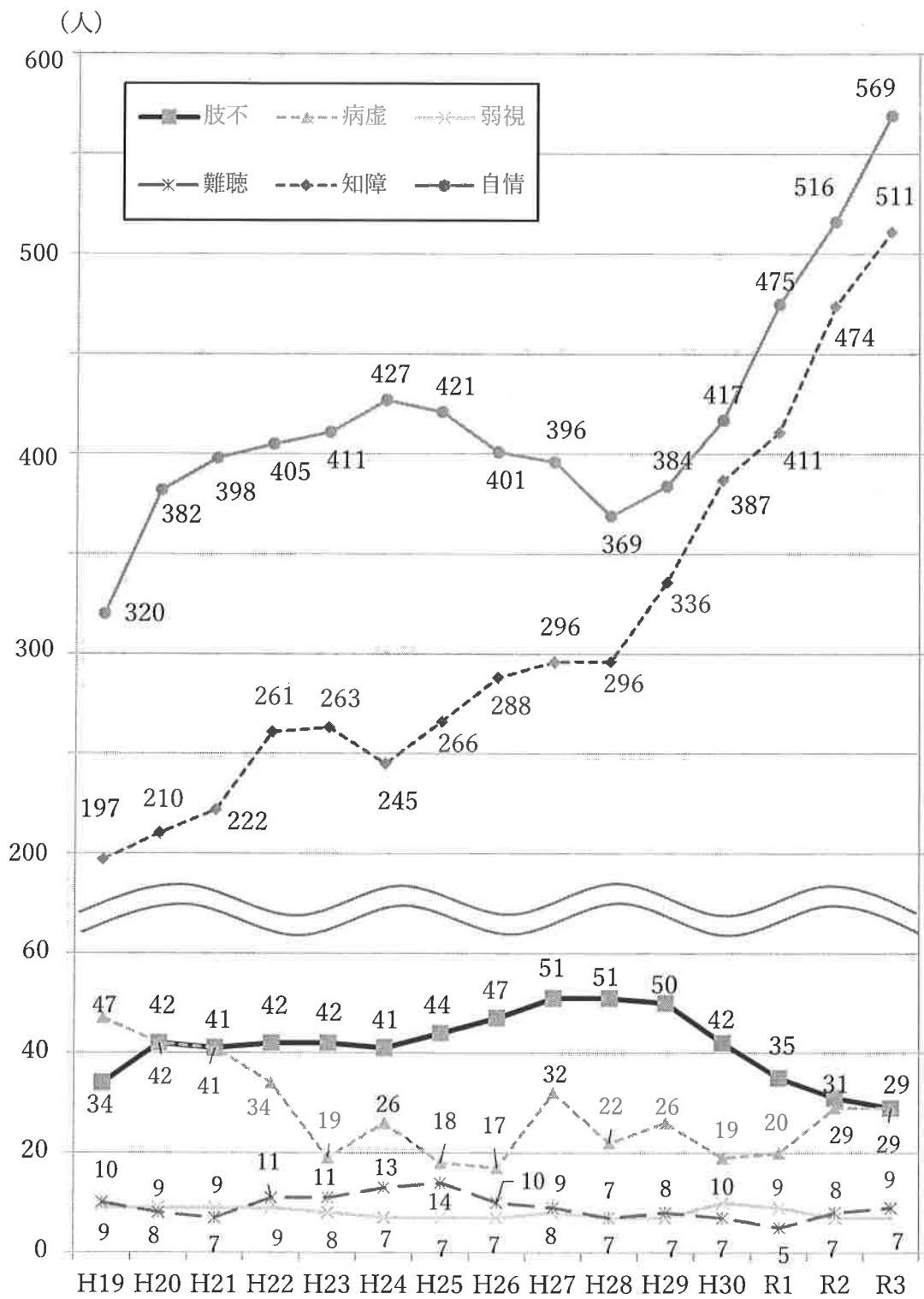
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
参加件数	224	293	290	276	308	301	353

*毎年8月上旬に4日間実施

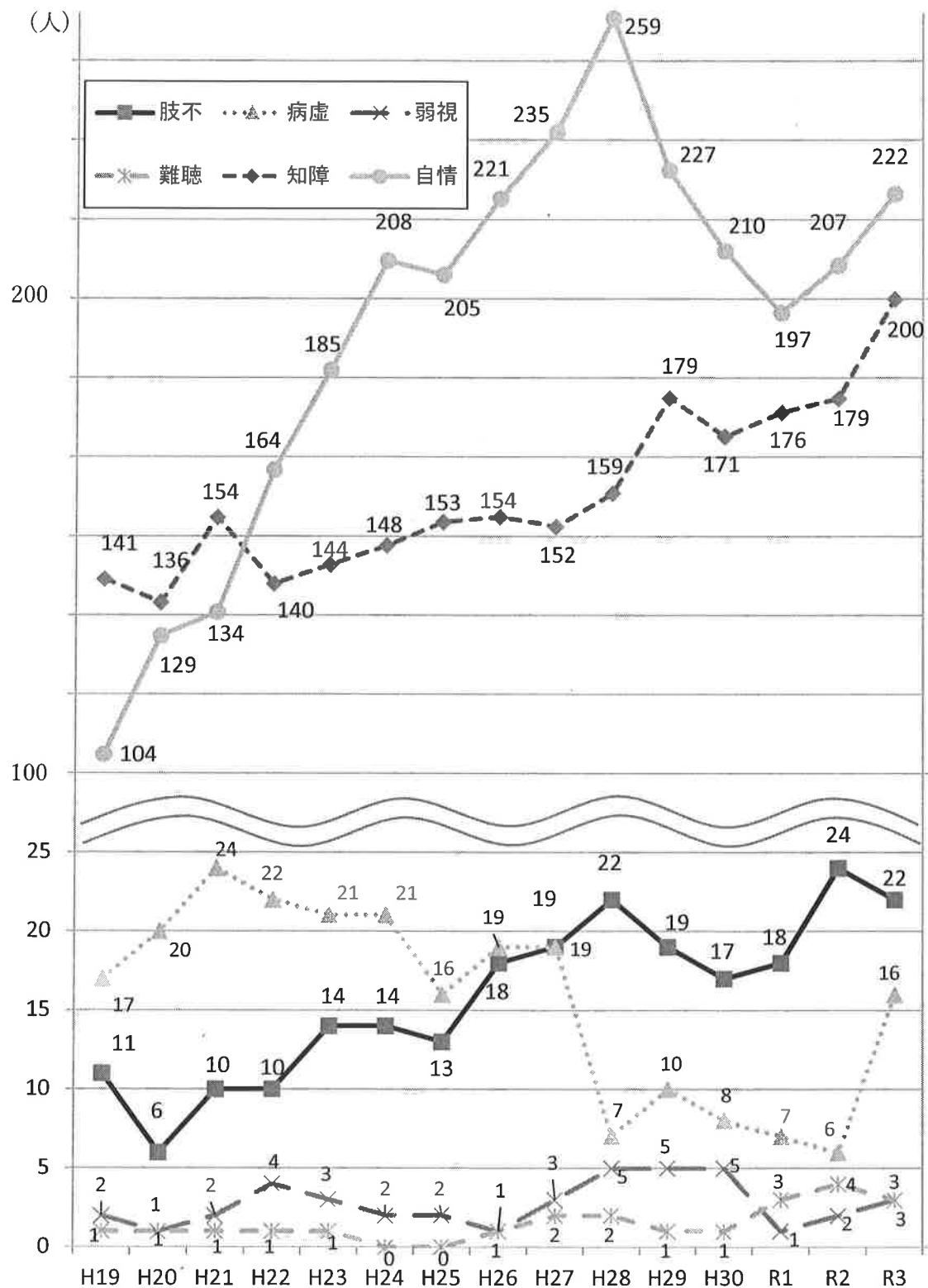
資料7 特別支援学級在籍者数



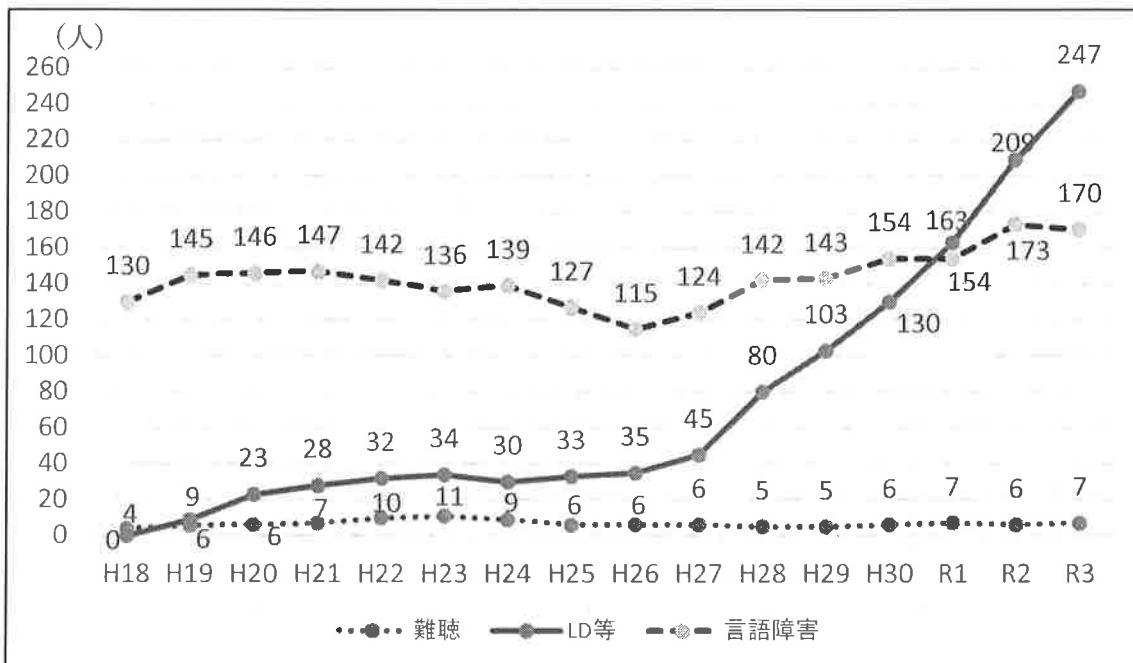
資料8 小学校特別支援学級在籍者数



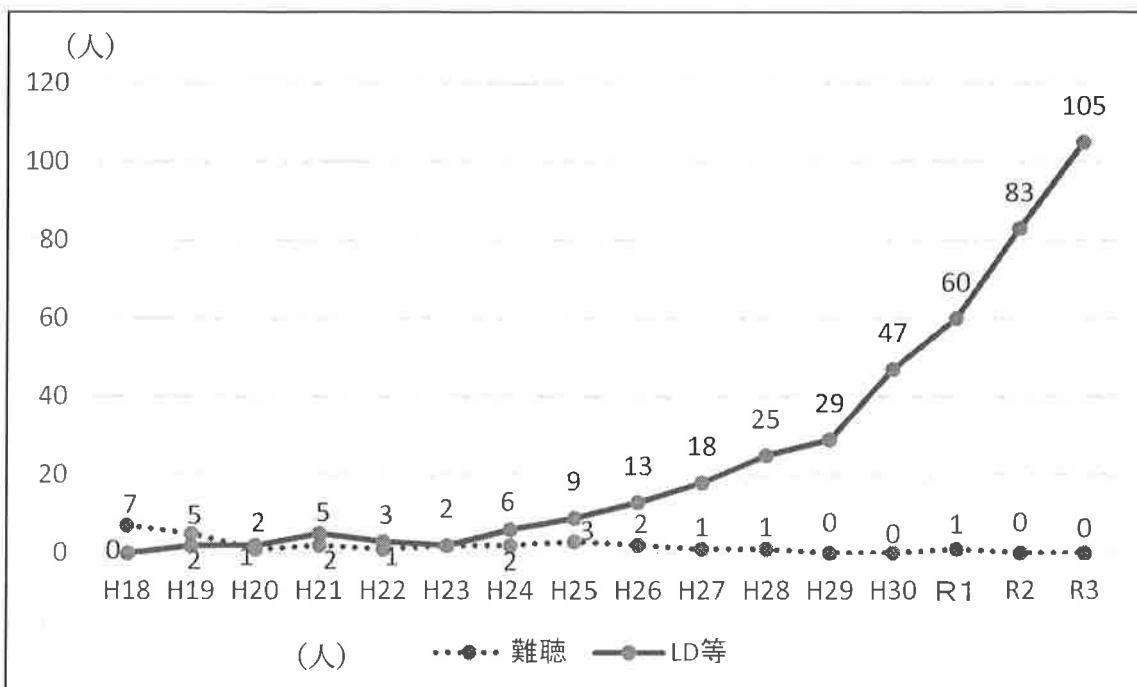
資料9 中学校特別支援学級在籍者数



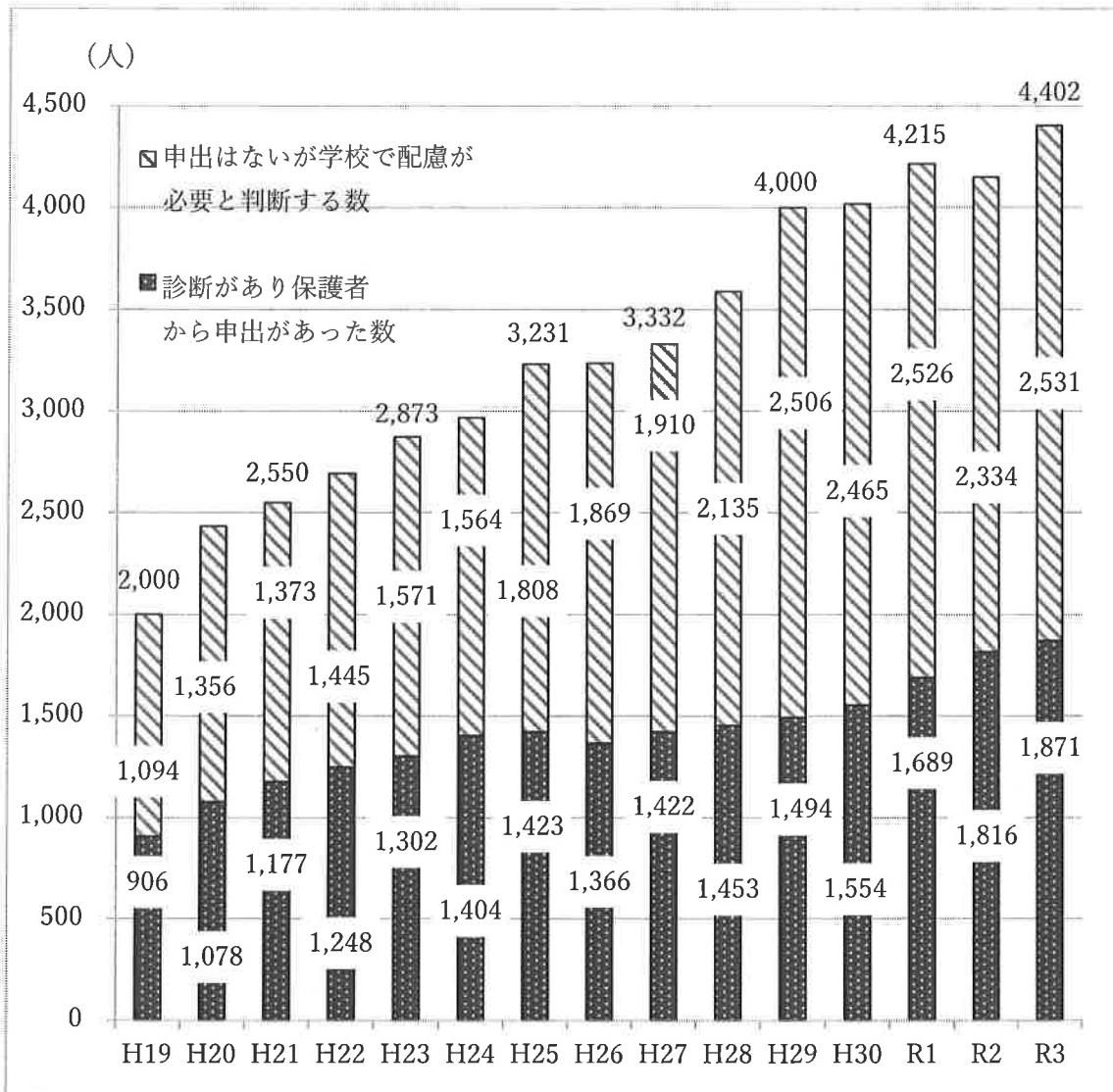
資料 1 0 小学校通級指導教室通級児童数



資料 1 1 中学校通級指導教室通級生徒数



資料12 通常の学級（小中学校）で配慮が必要な児童生徒数



仙台市の就学支援の在り方検討委員会委員一覧

(五十音順、敬称略)

	氏名	役職等(役職は委嘱当時のもの)
1	遠藤 克宏	仙台市立袋原中学校 校長 (仙台市中学校教育研究会特別支援教育研究会長)
2	小野寺 治歌 (副委員長)	仙台市立南材木町小学校 校長 (仙台市小学校教育研究会特別支援教育部会長)
3	小野寺 正枝	障害児者を守る日実行委員会 委員長
4	発生川 義浩	仙台市立鶴谷特別支援学校 校長
5	高屋 隆男 (委員長)	東北福祉大学 准教授
6	齋藤 有美	仙台市立鶴谷特別支援学校 父母教師会副会長
7	庄子 希恵	子供未来局子供保健福祉課 課長
8	薦森 武夫	健康福祉局北部発達相談支援センター 所長
9	寺本 淳志	宮城教育大学 准教授
10	林 みづ穂	健康福祉局精神保健福祉総合センター 所長

仙台市の就学支援の在り方検討委員会協議経過

委員会	開催日	会場	主な協議内容等
第1回検討委員会	令和2年12月1日（火）	市役所 上杉分庁舎	委員委嘱等、検討依頼、現状と課題の共有
第2回検討委員会	令和3年2月10日（水）	市役所 上杉分庁舎	これまでの取組の総括、方向性の検討
第3回検討委員会	令和3年5月31日（月）	市役所 上杉分庁舎	骨子案の検討① 骨子案の前半部分の検討
第4回検討委員会	令和3年7月30日（金）	市役所 上杉分庁舎	骨子案の検討② 骨子案の後半部分の検討
第5回検討委員会	令和3年9月28日（火）	市役所 上杉分庁舎	報告案の検討①
第6回検討委員会	令和3年11月25日（木）	市役所 上杉分庁舎	報告案の検討②・決定、教育長への報告